

生駒市物品・委託業務等事後審査型条件付一般競争入札実施要領

（目的）

第1条 この要領は、生駒市が発注する物品・委託業務（建設工事に関連する委託業務を除く。）の契約に係る郵送方式の事後審査型条件付一般競争入札の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「事後審査型条件付一般競争入札」とは、一般競争入札のうち地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5の2の規定により入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定め、郵送方式によって条件付一般競争入札を実施し、開札後に、落札候補者に対して入札参加資格に関する審査を行い、落札者を決定するものをいう。

（入札参加資格）

第3条 次の各号のいずれかに該当する者は、事後審査型条件付一般競争入札の入札参加資格を有しないものとする。

- （1） 生駒市物品・委託業務入札等心得書（以下「心得書」という。）第2条に規定する者
- （2） 公告の日から入札（開札）の日までの期間において、生駒市建設工事等入札参加資格者入札参加停止措置要領（以下「入札参加停止要領」という。）の規定による入札参加停止措置期間中の者又は入札参加停止要領別表に掲げる措置要件に該当する者
- （3） 第5条の規定に基づき設計図書の配布を行った場合、これを受領して

いない者

- (4) 前各号に掲げるもののほか、対象案件毎に定めた要件を満たしていない者

(公告)

第4条 市長は、事後審査型条件付一般競争入札を実施しようとするときは、生駒市契約規則（昭和39年4月生駒市規則第6号）第3条の規定により次の事項について、公告（以下「公告」という。）を行うものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札参加資格
- (3) 設計図書等の閲覧又は配付の日時、場所及び方法
- (4) 質問回答に関する事項
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 入札書の郵送方法
- (7) 入札書の到達期限
- (8) 入札書の送付先
- (9) 入札（開札）の日時及び場所
- (10) 入札書の無効の条件
- (11) その他市長が必要と認める事項

2 前項に規定する公告を行う日は、原則として毎月5日、15日及び25日とする。ただし、その日が本市の休日に当たる場合は、翌開庁日とする。

3 第1項に規定する公告は庁内に設置する入札掲示板及び生駒市公式ホームページ等に掲載する方法によるものとする。

(設計図書等)

第5条 入札者は、前条第1項第3号の方法に基づき設計図書等を閲覧し、又は配付を受けなければならない。

(質問回答)

第6条 入札者は、設計図書に関しての質問があるときは指定された期日及び方法により質問書を提出するものとする。

2 前項の質問に対して入札公告に示す場所及び生駒市公式ホームページ等において閲覧方式により回答する。

(入札書等の郵送方法)

第7条 入札者は、入札書及び必要とする書類（以下「入札書等」という。）を、開札日の前日までに到着するように、一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により、日本郵便株式会社生駒郵便局（以下「生駒郵便局」という。）へ局留扱いで郵送しなければならない。この場合において、郵送に要する費用は入札者の負担とする。

2 前項の規定により入札書等を郵送する場合は、封筒に入札書等を入れ、別紙記載例のとおり必要事項を記載するものとする。

3 郵送された入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

4 入札書等郵送後においても、開札までは入札辞退を認めるものとする。

5 前項の場合において、辞退する者は入札を辞退する旨を書面で表し、これを市長に提出しなければならない。

(入札書の受領等)

第8条 入札担当職員は、開札日の開札時刻前に、生駒郵便局から到達した封筒を受領し、開札時刻まで厳重に保管するものとする。

2 入札担当職員が受領した入札書等は、前条第4項の規定により辞退する

場合を除き、撤回をすることができない。

（入札参加申請）

第9条 入札参加申請については、入札書の提出をもって申請があったものとみなす。

（開札）

第10条 開札は、あらかじめ公告で指定した日時及び場所において行うものとし、開札時に入札者が立ち会わないときは、令第167条の8の規定により当該入札に関係のない職員を立ち会わせるものとする。

2 開札立会人は2名以内とし、当該開札終了後、開札確認書に署名を行うことにより、公正かつ適正な開札であったことを確認するものとする。

3 開札事務従事者及び開札立会人以外の者は、開札会場に入場できない。
ただし、生駒市建設工事等入札傍聴実施要領の規定に基づき傍聴を認められた者は、この限りでない。

4 入札回数は、1回とする。

5 入札者が1名となったときにおいても、入札を取りやめないものとする。

（入札書の無効）

第11条 次の各号のいずれかに該当し、入札参加資格が明らかにないと認められる者の入札書は無効とする。この場合において、無効とした入札書等は返却しないものとする。

（1） 公告に示した入札参加資格のない者のした入札書

（2） 入札に関する条件に違反した入札書

（3） 直接入札担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書

（4） 期限までに到達しなかった入札書

(5) 第4条に規定する提出方法によらずに提出された入札書

(6) 心得書第14条に該当する入札書

(7) 代理人のした入札書

(落札者の決定)

第12条 入札者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の入札金額で入札した者を落札候補者とする。ただし、最低制限価格制度を採用した場合は、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札金額で入札した者のうち、最低の入札金額で入札した者を落札候補者とする。

2 落札候補者となるべき最低の価格で入札した者が2名以上の場合は、令第167条の9の規定により、原則として開札日の翌日（その日が本市の休日にあたる場合は翌開庁日）にくじにより落札候補者を決定するとともにその順位を決定する。

3 前項の場合において、くじ引きを辞退し、又は棄権することができない。この場合において、くじを引かない者があるときは、これに代わり、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

4 落札候補者は、落札候補者決定の日の翌日（その日が本市の休日にあたる場合は翌開庁日）までに入札参加資格確認申請書（様式第1号）及び入札公告で定めた書類を提出しなければならない。

5 前項の場合において、書類の提出後における内容の変更は認めない。

6 市長は、落札候補者が提出した書面等に基づいて入札参加資格の確認を実施し、速やかに落札者の決定を行うものとする。

7 落札者を決定したときは、直ちに落札者に対し「事後審査型条件付一般競争入札落札者決定通知書」（様式第2号）で通知するものとする。

- 8 落札候補者が提出期限までに入札参加資格の確認に必要な書類を提出しないとき、又は、審査の結果、落札候補者が資格要件を満たさないことを確認したときは、その者のした入札を無効とし、その者に「事後審査型条件付一般競争入札参加資格不適格通知書」（様式第3号）で通知する。
- 9 前項の場合において、無効となった落札候補者の次に低い価格で入札した者又は第2項の規定に基づきくじにより次順位者となった者を新たな落札候補者とし、落札者が決定するまでこれを繰り返すものとする。
- 10 落札者がいない場合は、再度の公告又は指名の上、後日改めて入札を行う。
- ただし、市長が必要と認める場合は、随意契約ができるものとする。

（入札の延期、中止又は取消し）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

（入札結果の公表）

第14条 市長は、落札者を決定した場合は、入札結果を入札契約担当課の窓口及び生駒市公式ホームページ等において公表する。

（補則）

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成27年1月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に入札公告を行った入札については、なお従前の例による。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

(施行期日)

- 1 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要領は、令和 4 年 4 月 5 日以後に入札公告を行う案件について適用し、同日前に入札公告を行った入札については、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 1 2 条関係）
事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書

生駒市長 様

年 月 日

（申請者）所 在 地

商号又は名称

代表者 氏名

TEL: FAX:

担当部署及び担当者名

下記業務に係る事後審査型条件付一般競争入札に関して、落札候補者となりましたので、必要な資格について確認されたく申請します。また、入札参加資格のすべての要件を満たしていること及び本申請書の記載内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

契 約 件 名			
開 札 日		年 月 日	
業務履行（契約）実績	①業 務 名		
	②発 注 者 名		
	③契 約 金 額	金 円（税込）	金 円（税込）
	④契 約 期 間	年 月 日 ～ 年 月 日	年 月 日 ～ 年 月 日
その他必要な条件			

注 1) 落札候補者は、この書面を入札公告に示す書面を添えて期限までに提出してください。期限までに提出がない場合や審査の結果入札参加資格を満たさない場合は、落札候補者としての資格を失います。また、正当な理由なく事後審査に係る書類の提出がない場合や虚偽記載した場合は、入札参加停止措置等を受ける場合がありますので、十分ご注意ください。

注 2) 業務履行（契約）実績欄は、入札公告における入札参加資格を満たす履行(契約)実績を 1 件以上記載してください。ただし、履行（契約）実績を求めている案件については、記載不要です。

様式第 2 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

様

生駒市長 印

事後審査型条件付一般競争入札落札者決定通知書

年 月 日付で申請のありました事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請について審査した結果、下記のとおり落札者として決定しましたので通知します。

記

1 入札執行日	年 月 日
2 契約件名	
3 落札者商号又は名称	
4 代表者氏名	
5 営業所等の所在地	

様式第 3 号（第 1 2 条関係）

年 月 日

様

生駒市長 印

事後審査型条件付一般競争入札参加資格不適格通知書

年 月 日付で申請のありました事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請について審査した結果、下記のとおり入札参加資格を満たさないと認められましたので通知します。

記

1 入札執行日	年 月 日
2 契約件名	
3 入札参加資格を満たさないと認めた理由	

第7条第2項に係る封筒記載例

別紙

入札書郵送用封筒記載例

【表面】

生駒郵便局留

生駒市役所 ○○○○課 行

事後審査型条件付一般競争入札

入 札 書 在 中

【裏面】

契約件名	○○○○○○○○業務
入札公告番号	第○○－○号
入札(開札)日時	○○年○○月○○日午後○時○○分
入札者 (差出人)	名 称 △ △ △ △ △ △
	住 所 △ △ △ △ △ △ △ △

- ※ 市販封筒に上記内容を記載し、入札者が作成してください。
- ※ 郵送先は「生駒郵便局留」とし、一般書留郵便、又は簡易書留郵便のいずれかの方法により郵送すること。(その他の郵送方法や直接持参された入札書は無効となりますのでご注意ください。)

(送付するもの)
①入札書(指定様式)